

**2008年度
横浜市の予算編成に対する
日本共産党の重点要望**

2007年11月26日

日本共産党横浜市会議員団

〒231-0017 横浜市中区港町1-1市庁舎内 日本共産党横浜市会議員団控室
TEL. 045-671-3032 FAX. 045-641-7100

2007年11月26日

横浜市長 中田 宏 様

2008年度横浜市の予算編成にあたっての要望書

日本共産党横浜市議員団
団 長 大 貫 憲 夫

日本共産党横浜市議団は、2008年度の予算編成にあたり、横浜市医師会、精神・身体・知的障がい者団体、民間保育園など医療・福祉関係団体、横浜市建設業協会などの市内中小業者団体など多くの市民団体や、「ワーキングプア」「ネットカフェ難民」「若年無業者」といわれるみなさんと懇談してきました。その懇談の中ではどこでも、悲鳴とも言われる声が寄せられました。

国の「構造改革」による格差と貧困の広がり、加えて昨年今年と2年連続の税制改悪による住民税や国民健康保険料などの値上げが市民に深刻な影響を与えています。これまで本市は、過去の失政による大型開発のツケや国の悪政を住民に押し付け、市民生活犠牲の上で解消しようとしてきました。これでは国の悪政から市民の暮らしを守る防波堤という地方自治体の役割を果たしていません。それどころか国と一緒にあって市民を苦しめているというのが実態です。

現在本市は、財政再建を市政のトップ・プライオリティすなわち最優先課題とし、横浜市を企業になぞり、その株価を引き上げることに最重点を置いています。そのため、中期計画の経費削減目標を達成するだけでなく、更なる経費削減・財政確保の取り組みが必要として、来年度だけでも200億円が不足するという予算編成方針を打ち出しました。これが実施されれば、乾いたタオルをさらに絞るように市民サービスが切り下げられることは必至です。

今一番必要なことは、中期財政計画による過大で無理な財政再建計画の根本的転換です。もちろん、財政再建は必要であり、待ったなしです。しかし、地方自治法にも明記されているように「住民の福祉の増進」が地方自治体の本来の仕事であり、最優先課題です。

住民の福祉の増進と財政再建を両立させるためには、再建の時間は長くなりますが無理のない財政再建計画に切り替えることが必要であり、市の歳入を増やすことです。三位一体改革のもとで本市の歳入を増やすためには、市内での税源の涵養が求められています。これまでの莫大な税金を使ったインセンティブによる大企業誘致ではなく、市内経済の担い手である中小業者の発展、さらには福祉の増進を図り、元気な360万市民のマンパワーに依拠し、横浜経済を隆盛に導くことが必要です。

この要望書は、以上のような立場から、市民の市政への要望をベースに、当面の政策課題を重点的にまとめたものです。2008年度予算編成にあたり、これらの市民の切実な願いを積極的に取り入れるよう申し入れます。

(1) 福祉・子育て・医療を充実し、市民の命とくらしを守ること

1) 子育て支援の強化を

1. 小児医療費助成の所得制限を撤廃するとともに、当面小学3年生までに拡充すること。
2. 小児救急医療を充実・強化するため、小児科医の確保にむけ拠点病院への補助金を必要に応じて増額すること。
3. 産婦人科医不足の解消に向けて、国に対策を求めるとともに、横浜市として産婦人科医手当など、対策を講じること。また、助産師養成コースを新設すること。
4. 良質な保育サービスが行われるように、認可民間保育所への法定外扶助費を増やし、非常勤・パート・派遣職員の増加を抑制するとともに、アレルギーや発達障害を持つ子ども、産休明け保育等きめ細かな対応実施保育所に対して職員配置の予算措置をとること。
5. 老朽化した民間保育所の建替え、耐震診断・耐震補強について、年度計画を策定し、計画的に実施すること。
6. 新規認可保育所建設にあたっては、ニーズ調査を行い、新規建設を進めること。また、認可保育所・横浜保育室への営利企業の参入は規制すること。
7. 市立保育所の民間移管は行わないこと。やむを得ず移管する場合には、保育園関係者・保護者などの合意を大前提とするとともに、保育士の引継ぎ期間を実質1年間程度にするなど実施基準を見直して、現場の保育士や保護者の意見を十分に反映させること。
8. 横浜保育室・家庭保育福祉員への基本助成費を引き上げるとともに、年度代わりに定員割れになった場合の待機職員の人件費を補助すること。
9. 横浜保育室の保育料を、認可保育園と同様の保育料制度とすること。
10. 国の放課後児童健全育成事業の考え方に沿って、学童保育事業を委託方式にもどし、運営費相当額、施設賃貸料、施設・設備費等の必要経費を全額補助するとともに、指導員の待遇を市職員に準じること。1人の障がい児受け入れから補助指導員を加配すること。
11. 放課後キッズクラブの設置については、学童保育と競合する地域には、地元の運営委員会や小学校のPTAなどと十分協議をし、合意を得ること。
12. 幼稚園児への就園奨励補助金額をさらに引き上げるとともに、ニーズ調査を行い、必要な場所に市立幼稚園を新設すること。
13. 保育所・幼稚園等への上下水道料金減免制度を復活させること。
14. 児童相談所の機能を高めるために、児童相談所の相談員に心理判定員や精神科医を配置し、保護者の相談には専門家に対応できるようにすること。
15. 増大している子どもの虐待防止対策を強化・充実し、「子どもの虐待防止センター」などの専門施設をつくること。
16. 被保護児童が増えている現状から、児童相談所の一時保護以降の受入れ施設を拡充することをはじめ、里親制度の充実強化など、市が責任をもって対策を講じること。

2) 介護保険事業及び高齢者施策の拡充を

1. 介護保険事業の拡充を図ること。

介護保険法改定により、特養老人ホーム等介護施設の食費・居住費及び短期入所の食費・滞在費、通所系サービスの食費が全額自己負担化され、保険料の値上げ、「介護予防事業」、

「地域支援事業」の導入、施設整備補助金の交付金化などが施行されました。そこで、「介護難民」を回避すべき立場から、事業の拡充を要望します。

- ① 深刻な入所待機者を解消するため、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、グループホームなど、介護施設の整備を引き続き早急に行うこと。
 - ② 食事・居住費の自己負担化により、施設から追い出されることのないように、低所得者の減免制度である「補足給付」を周知徹底し、本市独自の減免制度を創設すること。
 - ③ 「補足給付」の適用が、施設や短期入所だけになっている現状から、通所（デイサービス）の食費の負担軽減の助成を本市独自で行うこと。
 - ④ 社会福祉法人の利用者負担1／2軽減を現在の要件で継続するとともに、介護サービスを提供する医療法人や財団法人等にも拡大すること。
 - ⑤ 介護予防事業の利用率が極端に低い実態をふまえ、地域に身近な場所に介護予防拠点の設置を促進すること。
 - ⑥ 「新予防給付」の実施によって、必要とする家事援助サービス（生活支援）等、在宅サービスを一律に打ち切らないこと。
 - ⑦ 介護ベッドや車イス等福祉用具の貸付が受けられない「要支援1・2」「要介護1」に対して、レンタル・購入などの本市独自の助成制度を創設すること。
 - ⑧ 「要支援1・2」に対し、「介護予防ケアプラン」作成費用の助成等の支援を行うこと。
 - ⑨ 「介護予防プラン」作成や、地域支援事業の運営、相談・調整業務を行う「地域包括支援センター」は、必要な個所数を設置し、保健師、社会福祉士、主任ケアマネージャー等、専門職の安定的な人材確保のために、必要な財源を確保すること。
 - ⑩ 要支援・要介護になるおそれのある「特定高齢者」に対する判定基準を実態に合わせて改善すること。及び、「特定高齢者」を対象とした「地域支援事業」の利用料は、引き続き無料にすること。
 - ⑪ ケアマネージャーやホームヘルパーなどの人材育成・確保にむけて、財政的にも含め積極的に支援すること。
2. 敬老特別乗車証（敬老パス）制度を存続し、新たな負担増や利用制限などの改悪はやめること。
 3. 在宅で介護をしている家庭への援護金（在宅重度要介護者家庭援護金）や紙おむつの給付の対象者をもとに戻すこと。
 4. 市の単独事業として行ってきた介護保険外サービスについては、利用者・事業者の声を聞き、運営費の削減や事業の見直しなど、後退させないこと。
 5. 小規模多機能型居宅介護拠点、夜間対応型訪問介護ステーションなど地域密着型サービス事業を推進すること。

3) 障がい者施策の拡充を

1. 障がい者差別禁止条例を制定すること。
2. 障害者自立支援法に関わる事業について

障害者自立支援法が施行され、福祉サービス、自立支援医療に1割の応益負担が導入され、障害が重く重複する障害者ほど負担が大きく、障害者やその家族、施設事業者に悲鳴の声があがっており、市の独自施策が強く求められます。

- ① 本市独自に実施した市民税非課税世帯に対する福祉サービスへの利用者負担額の全額助成措置を3年間に限らず、継続させること。
- ② 自立支援医療を本市独自で全額助成すること。
- ③ 自立支援法の施行による、障害者と家族、施設事業者への影響・実態調査を実施すること。
- ④ 知的・精神障害者等、障害の状態に見合った障害程度区分認定が行えるように、認定審査の改善・人材の育成・研修などの対策を講じること。
- ⑤ 精神障害者にも、他障害と同様に、在宅障害者手当、入院費助成、医師意見書料の無料化を適用し、重度障害者医療費助成を県が行うまでは市で独自措置を行うこと。
- ⑥ 本市事業である地域生活支援事業（ガイドヘルパー・デイサービス・短期入所・日常生活用具など）の利用者負担については、来年度以降も継続して、現行の負担料で利用できるようにすること。
- ⑧ 市単独事業である「地域作業所」や「運営委員会型障害者グループホーム」については、従来通りの事業を継続し、運営費助成を拡充すること。
- ⑨ 自立支援医療の更新時に個人通知を行い、更新申請書の受理期限に1か月程度の遡及を認めること。
2. 障害者の「生活支援センター」「就労支援センター」「グループホーム」等の整備・増設を推進すること。
3. 障害者団体への削減した運営補助金を元に戻し、拡充すること。
4. 重度障害者医療費援助事業を継続すること。
5. 重度障害者タクシー料金助成など、障害者移動支援事業を継続し、さらに拡充すること。
6. 福祉保健センターのソーシャルワーカーを全区とも4人体制に充実させること。
7. 福祉保健センターの相談窓口を、相談者のプライバシーが守れるように個室等にする事。
8. 障がい者の雇用を横浜市および関係機関が率先して進めるとともに、事業者にも促進させること。
9. 障害者の通所交通費を6か月定期ではなく、1か月定期分として支給すること。
10. 在宅重度障がい者手当を継続すること。
11. 介護認定で要支援1、2に認定された透析者に、介護保険制度の「通院等乗降介助」を適用すること。

4) 国民健康保険事業の改善を

1. 国庫負担金の増額を国に求め、一般会計からの繰入を増額して、国保料を引き下げること。
2. 国民健康保険料の減免基準は現行制度を改め、生活保護基準の150%とし、対象枠を拡大すること。
3. 減免制度の活用にあたっては、市長裁量の枠を広げ、所得減少など実態に応じて行うこと。
4. 保険料滞納世帯に対して機械的な資格証明書の発行をやめ、医療を受ける権利をすべての被保険者に保障すること。とりわけ、中学生以下の子どもに対して発行しないこと。
5. 滞納者に対して接触を図るように努め、滞納者の立場に立って相談に乗るとともに、滞納保険料の分納に応じるなど、保険料納付の意志がある滞納者に対しては、保険証の取上げによる資格証明書の交付を行わないこと。窓口を訪れた滞納者に対して強圧的な窓口対応をしないこと。

6. 「税制改悪」による負担増から、国保保険料の負担増軽減をはかるため、「障害者認定」による市民税軽減など、各種の減免制度の周知徹底を図るため、わかりやすいパンフレットの作成、介護認定者への個別通知、ケアマネージャー等への指導等を行うこと。

5) 保健・医療・福祉施策の拡充を

1. アスベスト被害から市民の健康を守るため、相談機関と検診業務を充実させること。
2. 基本健康診査での胸部レントゲン検査を復活させ、健診の拡充を図ること。
3. がん検診と基本健康審査の負担額を引き下げ、無料対象年齢を引き下げること。
4. 入院時食事療養費標準負担額助成制度、療養援護対策費を復活すること。
5. 高齢者のインフルエンザ予防接種の自己負担を1000円に戻すこと。
6. 市民病院、脳血管医療センター、市大病院は、高度医療・政策医療と地域医療連携を担う拠点病院にふさわしく、医師の確保や体制の充実、環境整備を図ること。また、一般会計の繰入金をこれ以上削減しないこと。
7. 桜木町の夜間急病センターの深夜帯診療を復活すること。
8. 各区休日急患診療所等の減額された運営助成費を元に戻すとともに、老朽設備の改善等を図ること。
9. 医師・看護師不足を解消するため、国・県・関係機関と連携し、養成および確保の対策を強化すること（市大病院を含む）。医学生への奨学金制度を市独自で行うこと。
10. 全市1保健所体制から、各区に1か所の保健所体制に戻すこと。
11. 後期高齢者医療制度の中止を国に申し入れること。やむを得ず後期高齢者医療制度を開始する場合には、補助金の投入を行い、減免制度の拡充や資格証明書の発行をやめさせるなど、神奈川県や広域連合に働きかけるとともに、市の単独事業として保険料の軽減を図ること。
12. 社会福祉施設や医療機関への上下水道料金の減免制度を復活させること。
13. 生活保護の申請書は福祉事務所のカウンターに常置し、申請権、受給権を尊重すること。
14. 生活保護世帯への慰問金や特別乗車証、上下水道料金減免制度を復活させること。
15. ホームレス自立支援のための支援制度を拡充するとともに、いわゆるネットカフェ難民等の住居を保障するための支援を行うこと。

6) 市民税等の減免制度の拡充を

1. 最低生活費を参考にした横浜型の市民税減免制度を創設すること。
2. 市民税減免制度の周知徹底をさらに図ること。
3. 市民税滞納世帯に対して、差し押さえ等の罰則第一主義ではなく、個々の事情に対応した丁寧な収納相談を行うこと。
4. 要介護認定を受けている高齢者に対して、障がい者控除が受けられることを個別に連絡し、住民税の減免を行うこと。

(2) 教育・文化・スポーツの充実を

1) 憲法に則って、子どもが大切にされる教育を

1. 「横浜市人権施策基本方針」による人権施策、「子どもの権利ノート」による児童養護施設

等入所児童への人権施策に止まらず、「こどもの権利条例」を制定すること。

2. 「いじめ」「暴力」の隠蔽を誘導する「数値目標」の策定は行わず、職員全員が一致して解決にあたる体制をつくること。
3. 「いじめ」「暴力」を行う児童生徒、その影響をうける児童生徒へのケアについて専門家も含めた体制をとること。また、担任や保護者への相談体制を充実すること。
4. 「不登校」や「ひきこもり」解消のため、保護者が安心して相談できる公的専門機関を拡充すること。フリースペースなど民間施設・NPOへの家賃などの支援とともに、「親の会」や保護者へ公的支援を強めること。
5. 全国学力検査には、参加しないこと。
6. 校長の「恣意的判断」による決定、教員のリストラにつながっている「指導力不足教員」は教員を萎縮させ、教育の独自性が損なわれ弊害が多いことからやめること。主幹制度を廃止し、校長を中心とした教職員集団の民主的運営を行うこと。
7. 学校の暑さ対策として、普通教室に早急に扇風機を設置すること。
8. 学校特別営繕費を大幅に増額し、老朽化した給食室の改善やトイレの洋式化や、普通教室へのクーラー設置など、教育環境の改善に年次計画をたてて、取り組むこと。
9. 老朽校舎の建替え、学校施設のバリアフリー化を促進すること。
10. 教育予算を増額し、「学校ファンド」、「提案型学校配当予算の創設」、「メリットシステム」は導入せず、保護者負担を減らすこと。各学校への予算は教育委員会が責任をもって配当すること。
11. 学校建設にあたっては、PFI方式を導入しないこと。
12. 就学援助の適用対象を「生活保護基準額」の機械的対応に終わらせず、実態に応じ柔軟な対応をすること。
13. 学校保健法に定める疾病の中に、アトピー、アレルギー病も含め、実態に合ったものを国に要望すること
14. 「二学期制」については、子ども・保護者・教職員の意見を集約し検証し、三学期制にもどすことも含めて各学校での自主的判断を尊重すること。
15. 教育的でない「児童生徒の健全育成に関する警察と学校の相互連携に係わる協定書」は白紙にもどすこと。

2) 30人以下学級を実施し、ゆきとどいた教育を

1. 義務教育国庫負担制度を維持するよう県に働きかけ、他の自治体と共同して国に強く求めること。
2. 小学校・中学校・高校で30人以下学級を実現すること。当面、小学校低学年において、市独自で早急に実現すること。現在実施している35人以下学級の対象学年を拡大すること。そのための教員を、市独自の予算で配置すること。
3. TTや、低学年サポート非常勤講師数増などのスクールサポート事業を引き続き拡充すること。AETは民間会社の派遣社員を使用せず、直接雇用とすること。
4. 深刻な教師不足を解消するために、データに基づいて学級数を推定し、正規職員を採用・配置すること。新任教職員を計画的に多く採用し、欠員のための臨時任用教職員を減らすこと。

5. コスト削減ありきの小規模校の再編廃合はやめるとともに、大規模校を解消すること。

3) 安全で豊かな学校給食の充実を

1. 小学校給食調理の民間委託は見直し、直営で実施し充実、発展させること。
2. 学校給食での地産地消を推進すること。
3. 新規に調理員を採用し、基準に見合った必要な調理員を確保すること。
4. 給食用の磁器食器が破損した場合、補充は合成素材の食器ではなく、磁器食器を補充すること。
5. “食は教育”の立場で、中学校の完全給食実施にむけて、検討委員会を設置して検討を進めること。当面、ミルク給食を早急に実施するとともに、業者弁当は、名古屋市で行われているような給食と位置づけたデリバリー方式を採用すること。

4) 障がい児の教育と卒業後の生活保障の充実を

1. 汗で補聴器が使えなくなるため、ろう学校に早急にクーラーを設置すること。
2. 個別支援学級へ専任教員を配置し、教員の過重負担や教育の質の低下を招かないこと。校内委員会のコーディネーターは、役割を十分果たせるよう専任にすること。
3. 養護教育相談センターなど担任や保護者が相談できる相談体制を拡充すること。
4. 病弱児教育の浦舟養護学校は、校庭を確保し、教員も充足したものに变えること
5. 盲、ろう学校の就学前の早期教育相談を制度化し、必要な人員配置を行うこと
6. 重度障がい者に重点を置いた就労保障を行うため、関係機関に働きかけること。
7. 特別支援学校の校内委員会に家族および弁護士等の第三者を参加させて、いろいろな立場での視点で協議するようにすること。
8. 特別支援学校に、苦情解決窓口や第三者評価制度などのシステムを設け、気軽に相談できるようにすること。

5) 高等教育の充実を

1. コスト削減ありきで、学校現場や保護者の声を反映しない「横浜市立高等学校改革推進プログラム」はやめ、市立高校9校の存続、充実を促進すること。
2. 県立高校全日制の募集枠を拡大するよう県に強く求めるとともに、必要性に応じて総合高校の新設・増設を検討すること。
3. 鶴見工業高校の跡地利用については、特別養護老人ホームや市民利用施設など地域住民の要望にそったものにするよう働きかけること。
4. 戸塚高校の定時制募集を引き続き行うこと。
5. 市立高校の定時制の定員枠の拡大、募集再開を行い、希望者の全員入学を保障し、教育の機会均等を保障すること。

6) 市立大学の教育・研究・医療の充実を

1. 運営交付金の削減をやめ、学費を値上げしないこと。奨学金制度を充実させること。
2. 金沢八景キャンパスの学生トイレ・グラウンドの改修、福浦キャンパスの実習室の冷暖房化など、キャンパスの教育・研究環境を改善すること。

3. 金沢八景キャンパスの老朽校舎などの再整備計画を早急に具体化すること。
4. 全員任期制は見直すこと。
5. 英語能力テスト TOEFL500 点取得を 3 年次への進級要件としないこと。
6. 高度医療や政策医療をになう大学付属 2 病院への運営交付金を削減しないこと。

7) 地域での子ども・青少年施策の拡充を

1. 青少年プラン基本計画は、青少年も参加する委員会を設けて年次計画を立て、遅れている青少年施策の推進を図ること。
2. 青少年プランの重点的に取り組む事項の居場所づくり事業は、予算を増額し、占有の場所で青少年の参加する運営委員会を作り、希望や意見を取り入れたものにする。
3. 学校週 5 日制に対応した子どもが安心して過ごせる多様な居場所、生活圏内に遊べる自然空間、児童が学習や交流ができる児童施設、スポーツができる広場など地域の環境整備をすること。
4. プレイパークなど市民活動への支援を充実すること。
5. 図書館業務に指定管理者制度を導入しないこと。また、高度な付加的サービスについても有料化は行わないこと。
6. 青少年図書館から転換したコミュニティハウス、地区センター図書室と中央図書館のネットワーク化をすすめる、市民が利用しやすくすること。
7. 図書館の資料費を増額すること。
8. 他都市と比べて人口比で圧倒的に少ない図書館について、各区 2 館を目標に計画的に増設すること。
9. 他市町村で行われているような、近隣市との図書館の広域利用ができるようにすること。

8) 文化・スポーツ施策の拡充を

1. 国の文化芸術振興基本法に基づき、市民個人や市民団体の芸術・文化活動の自主性を尊重し、市民文化の振興を支援する施策を拡充すること。
2. 1 区 1 館の区民文化センターを早期に整備すること。
3. 身近なところに野球場やサッカー場、スケボー場など、各種スポーツ施設の整備を各方面にすすめること。また、料金を低廉にし、誰もが気軽に利用できるようにすること。

9) 生涯学習の振興のために

1. 大学、学校施設の市民開放を積極的に行い、活動に必要な備品については、市の責任で整備すること。また、有料化はしないこと。
2. 地区センターなど市民利用施設の利用時間・利用料金については、引き続き利用者の要望に沿って見直すこと。

(3) 横浜市内総生産を支え、市民経済と雇用を創出している

中小商工業者の振興を

1) 市内中小商工業者の景気回復と地域経済の振興と雇用の創出を

1. 中小商工業者の振興のための横浜市の責務などを規定する「中小企業振興基本条例」を制定すること。
2. 中小商工業者振興のための予算の増額、及び、市経済観光局職員の増員を図ること。
3. 市内全中小商工業事業所を対象にした、対面・ヒヤリングによる悉皆調査を実施し、経済観光局として具体的な施策に展開すること。
4. 内陸部工業集積地立地状況調査や商店街実態調査結果を参考に、具体的な支援策を市民・中小商工業者と協働で打ち出し実施すること。
5. 地域経済振興のため各行政区に経済振興課を設置し、区内の中小商工業者の経営相談・情報提供や各区の地域経済振興策を策定すること。
6. 「企業立地促進条例」を廃止し、この条例によってすでに誘致した企業の、社屋・研究所・工場等の建設に関わる市内建設業者の参入を拡大し、従業員については市内雇用の比率を高め、雇用形態については正規雇用を原則とするよう指導するとともに、市内経済への波及効果を数量的に明らかにすること。
7. 若者の正規雇用を拡大する本市独自の体制を、市民活力推進局及び経済観光局を中心に設置すること。そのために、若者を雇用した市内中小企業に対し、補助金や優遇税制制度などを創設すること。
8. 若者の就労支援のために職業訓練や就労セミナーなどを充実すること。
9. 社会的責任として、市内企業に対して正規雇用を増やすよう積極的に働きかけること。
10. みなとみらい21地区での観光産業振興を、市内中小業者に結びつけるためのプロモーションを充実させること。

2) 中小企業に資金が安定的に供給されるよう市の公的金融支援を拡充すること

1. 横浜市信用保証協会の役割を強化し、積極的に融資斡旋業務を行うよう制度の改善と体制の補強をおこなうこと。
2. 市制度融資を取り扱う全金融機関に、制度融資の相談に積極的に対応する窓口と係りを設置するよう指導し、市内企業に対し市制度融資自体が十分認知されるよう、施策や制度のPRを徹底すること。
3. 直貸しによる小額融資制度を創設し、迅速、簡便な審査で金融事故や、高利貸し被害を未然に防止すること。
4. 「公契約条例」を制定し、公共工事や、指定管理者制度によって民間に移管された「公の施設」における労働条件を守ること。
5. 「公共工事の入札および契約の適正化の促進に関する法律」と附帯決議に基づき、地方自治体としての責務として元請・下請け関係の透明性を図ること。

3) ものづくり、中小製造業への支援の強化など中小企業対策を抜本的に強化すること

1. 市内中小企業の市場開拓・経営能力を上げるため、産・学・官・NPO等の連携をすすめるセンターを設置すること。また、方面別に中小企業支援センターのブランチを置くこと。
2. 市内外の中小企業の異業種交流を進め、重層的で多様なマッチングの機会を確保すること。
3. 川崎市、相模原市をはじめ、多くの自治体で実施されている、入札参加資格業者以外の小規模事業者の受注機会を拡大し、地域経済の活性化を図る小規模工事登録制度をつくること。
4. 中央卸売市場の公共的機能を拡充し、小規模な事業者の取引を保障すること。

4) 入札制度の改善を

1. 入札制度は、ランク別業者数に見合った公共工事の配分を行い、能力に応じた競争環境を確保すること。
2. すべての工事に最低制限価格制度・多様な失格基準を導入すること。
3. 価格だけの落札方式から、構造物の安全・品質確保に必要な法令遵守・労働基準および地域振興に必要な要件などを加味した落札方式にすること。
4. 公正な労働基準等に基づき、適正な予定価格を設定すること。

5) 無秩序な大型店舗の進出・撤退を規制し、商店街・中小商店への支援を

1. 大型店の身勝手な出店・撤退の規制をすること。
2. 商店街の街路灯の維持管理費への助成を増額すること。
3. 空き店舗対策を引き続き進め、コミュニティビジネスなど新規に出店を希望するものへの事業資金のあっせんや家賃補助等の支援策を強化すること。
4. 地域住民、自営業者、区役所の担当者などで構成する「まちづくり委員会」(仮称)等の具体的な組織をつくるなど、地域に密着した商店街ソフト支援策を拡充すること。

6) 市内農業をまもり、発展させる

1. 市内農業の振興策を強め、農地の保全、よこはまブランド野菜や畜産物等の安定供給など、地域農業の活性化を図ること。
2. 農業後継者対策の充実をはかること。
3. BSE(牛海綿状脳症)の全頭検査を継続すること。

(4)大型開発を見直し、生活・環境密着型の公共事業に切り替え、

市財政を立て直すこと

1) 不要不急の大型公共事業を見直す

1. 南本牧埋め立て事業、上大岡駅西口再開発事業、横浜港大さん橋国際客船ターミナルなどの大型開発の失敗の原因と、行政の責任の所在を改めて明らかにすること。
2. みなとみらい21地区の土地売却については、土地価格の事前公表方式ではなく、入札方式とすること。
3. 南本牧MC3、MC4の大水深コンテナバースにおける過大な整備を中止すること。

4. 横浜港において、国際競争力強化の名のもとで行われている可能性のある二重派遣などの無法を取り締まり、港湾利用コストの低減化やリードタイムの短縮によって中小港運業者や労働者が低賃金・過重労働にならないよう、対応策を講じること。
5. 現在進められている京浜臨海部再編整備の「マスタープラン」見直しにあたっては、情報公開と市民参加で行うこと。
6. 高速横浜環状道路計画は、白紙撤回をふくむ抜本の見直しを行うこと。
7. 「都市計画道路の見直し」では、「廃止」「変更」「追加」「存続」の見直しパターンを市民に周知徹底し、環境に配慮した街づくり、道路づくりをすすめること。
8. PFI手法の導入にあたっては、慎重に対応し、地元業者が参加できるよう必要な支援制度を創設すること。
9. 羽田空港再拡張事業に関わる神奈川口構想は、市民が是非を判断できるよう情報公開を徹底するとともに、事業の必要性・効果を慎重に検討すること。また、羽田空港再拡張事業への5年間で100億円の無利子融資貸付計画については見直すこと。

2) 環境・生活重視型の市政運営に切り替える

1. 金沢区の産業団地内に建設予定の「大規模産業廃棄物焼却施設建設」については、大気汚染によるぜんそくなど住民への健康被害の不安は解消されていないことから、事業者中止を求めること。
2. 鶴見区の火力発電所「扇島パワーステーション」建設は、地球温暖化に逆行する大量の二酸化炭素を排出する工場のため、事業者建設中止を求めること。
3. 市街地緑地保全のために、その対象となる敷地面積の制度緩和を図るなど、活用促進をすること。瀬上の森については、緑の破壊となる再開発計画は中止すること。
4. 温室効果ガスの本市の削減目標(2010年度の1人当たり排出量を90年度比で6%以上削減)を確実に達成するために、市の地球温暖化対策地域推進計画を見直し実効性を持たせること。
5. 金沢・野毛山・横浜動物園は、動物園に本来求められる「娯楽」「種の保存」「教育」「調査・研究」の4つの機能・役割を果すために、必要な指定管理料を保障すること。
6. 環境ホルモンなどを含めた水質監視体制の強化を行い、おいしくて安心して飲める水にするための対策を強めること。
7. 共同住宅等の受水槽の検査・清掃が適切に行われるように指導・点検すること。
8. 水道事業の収益は、大口利用者ではなく、福祉医療施設の減免や一般市民向けの料金引き下げとして還元すること。
9. 安全上問題の遊具を撤去した公園について、新たに安全な遊具を設置するなど整備するとともに、定期的に遊具の点検を行うこと。
10. ドッグランの整備を進めること。

3) 資源のリサイクルとごみの減量化の促進にむけて

1. ごみの生産者責任を明確にし、発生抑制と排出抑制をすすめること。事業系ごみについては、家庭系ごみと同様に小規模事業者にも配慮した分別収集と減量計画をつくり、推進すること。
2. 燃やすごみの収集回数の週2回への変更は、2月の本格実施をやめ、試行期間を設けるな

ど、市民の合意と納得を得た上で、再検討すること。

3. 家庭ゴミの10分別15品目収集については、市民の意見を踏まえて、収集回数を古布・古紙類は月2回、容器包装プラスチックは週2回にすること。
4. 家庭ごみ収集の無料制度を堅持すること。
5. 家庭用電気式生ごみ処理機の助成額を増額すること。
6. ごみの分別違反者に過料を科す前に、ごみの分別・リサイクルについて、市民へ丁寧な啓発を行うこと。

4) 市営バス事業の堅持と市民の足をまもるために

1. 公営交通企業として、市営バス事業を堅持すること。そのために、必要な一般会計補助金は計上すること。
2. 市営バスの「維持路線」の見直しにあたっては、利用者の声を充分に取り入れ、必要に応じて対策を持続すること。
3. 市営バスの「暫定路線」は、ニーズに応じて引き続き継続すること。
4. 市民サービスの低下につながる市営バスの民営移譲はやめること。
5. 交通不便地域を解消するために、路線の再編・新設、コミュニティバス、ジャンボタクシーなどを導入すること。
6. 市民等が行っている交通サポート事業に対して、過度な利用者・事業者の負担にならないように補助を行うこと。

5) 安心して住み続けられるまちづくり

1. 切実な市民ニーズに合わせて、市営住宅の新規建設・管理戸数の増を図ること。
2. 市営住宅における暴力団の排除にかかわる警察との連携は、国土交通省住宅局長の通知に基づき暴力団との関係が疑われる場合に限ってのみ行い、入居予定者全員を対象に照会することはしないこと。
3. 「よこはまりぶいん」の家賃減額補助制度を見直し、住宅対象から市民に対する補助制度に変え、若い新婚世帯や高齢者・障害者同居世帯にも家賃補助制度に拡大すること。
4. 市営住宅使用料の滞納者への強制的な退去は、悪質な場合を除き、機械的な対応はやめること。
5. 区役所に常時「建築問題相談室」(仮称)をまちづくり調整局職員の派遣やNPOの協力を得て設置し、建築紛争やマンションの維持管理や耐震診断、建替え問題などきめ細かな相談に対応できるようにすること。
6. 再開発事業等については、地元権利者の生活再建、商店街への配慮を重視し、過大な事業計画にしないこと。

6) 災害に強い安全なまちづくりをすすめる

1. 公共施設耐震工事計画の推進を急ぎ、学校施設、保育所などの福祉施設、集会所等の耐震化工事の促進を図ること。
2. 水道、下水道などライフラインなどの公共施設の耐震化などを、いっそう推進すること。
3. 木造住宅耐震診断、耐震補強工事を促進するために、パンフレットをわかりやすい内容に

- 改善し、制度の周知徹底を行い、診断士などのきめ細かな相談支援をすすめること。
4. マンションの耐震本診断と耐震補強工事を進めるために、助成拡充と利用促進を図ること。
 5. 自然災害で被災した個人家屋の再建費を助成する「被災者住宅再建支援制度」の創設など、公的補償制度をもうけること。
 6. 消防力の新整備指標に基づく消防出張所の削減はやめること。
 7. 予想される東海地震、南関東直下型地震などの災害に備え、消防力の抜本的強化を図り、震災時の即応体制を強めること。
 8. 地下街、中高層ビルでの防災・消火能力の強化を早急に図ると同時に、立ち入り査察を徹底し、指導・援助を強めること。
 9. 時間降雨 50 ミリ対応の改修計画を早期に完成させること。河川の氾濫以外で、浸水頻度の高い地域について、水路整備、排水施設の改善等緊急対策を実施すること。そのためにも、水再生処理センターの統廃合・委託・民営化をしないこと。
 10. 災害、水害に対するハザードマップを全区でつくり、住民への周知をはかること。
 11. 地域防災拠点や広域避難場所への避難路の確保と地域住民への周知、施設・医療品・備蓄物品の拡充等を、さらに図ること。
 12. アスベスト対策として、無料でレントゲン診断の実施と、除去・処理についての助成・補助制度を創設すること。

(5) 情報公開・市民参加をいっそう拡充し、

分権・自治を活かした市政運営を行うこと

1) 情報公開と市民参加のいっそうの推進を

1. 市民との協働は、市民と行政の対等な立場を堅持するために、政策企画段階からの情報公開と市民参加を保障すること。
2. 決定プロセスの「行政文書」や政策立案過程のメモ的な文書も含めて公開し、公開対象をすべての第三セクター・指定管理者にも広げるなど、情報公開制度の拡充を図ること。
3. パブリックコメントを実効あるものにするため、テレビ・ラジオ・新聞などのマスコミを利用するなど、市民に対する告知方法、期間、数値目標、関係資料などの充実を図ること。
4. オンブズパーソン制度（行政監察官）の創設で、第三セクターを含む市政の不正を正し、公正・効率的な市政運営につとめること。

2) 各種審議会等の改善を

1. 各種審議会の委員は公募など市民代表の比率を高めること。
2. 市民が傍聴しやすいように十分ゆとりを持った会場の設定と会議日の事前予告、審議内容資料の提供、会議録の公開場所の拡充など市民に開かれた審議会に努めること。

3) 男女共同参画推進条例・行動計画のいっそうの推進を

1. 男女平等を基本とした男女共同参画推進の条件整備など、施策の推進状況の点検を行い、遅れているところは引き上げ、女性の社会的格差是正、地位向上を図ること。

2. ドメスティックバイオレンスに対する施策を充実させると同時に、女性に対する様々なサポートを行いながら男女平等社会の実現をめざすこと。
3. NPO等が運営している一時保護施設の支援策を強めつつ、市も保護施設の整備を行うこと。DV被害者の市営住宅入居については、ケア対応を検討すること。

4) 多様な市民活動の積極的支援策を

1. NPOやNGO、生涯学習サークルなどの多様な市民活動が活発に展開できるよう、専門家をおく市民活動支援センターを方面別に増設すると同時に、「区版市民活動センター」の整備促進で、相談や情報提供、活動団体間の交流など、支援すること。
2. 行政区単位での市民活動や子育てサークル、ニート支援など青少年活動のために、空き店舗、空きビルなど市民や団体が取組む「居場所づくり」「広場事業」の支援策を充実させ、借上方式での活動施設提供も検討すること。
3. 地域活動推進補助金（旧地域振興協力費）の増額など、町内会・自治会への地域活動支援制度を拡充すること。

5) 在住外国籍市民に地方参政権付与を国に働きかけを

1. 在住外国籍市民に、地方参政権付与についても国に働きかけること。

6) 身近な区の自治機能の拡大を

1. 住民に最も身近な区役所を名実とも総合行政機関とするために、区への権限と予算を移譲し、市民生活、街づくりに関する機構と職員を区に配置すること。
2. 現行法のもとで実現可能な区長の準公選制の創設や、準公選制の区民協議会の開設に向けた検討委員会を市民参加でつくり、区政を行政区から自治区への発展をめざすこと。
3. 区独自予算編成過程の情報公開と住民参加制度の導入を検討すること。
4. 行政サービスコーナー機能にITを活用して、地区センターなどにも設置し、行政サービスの充実を図ること。

(6) 米軍基地の返還をすすめ、世界に誇れる国際平和都市をつくること

1) 米軍住宅建設に反対し、米軍基地の即時無条件全面返還に全力を

1. 池子米軍家族住宅建設容認を撤回し、市是である米軍基地「早期全面返還」を貫くこと。
2. 米軍基地に関わる防衛施設庁との協議にあたっては、その内容をつぶさに公開すること。
3. 横浜ノースドックの機能強化に反対し、横浜港と本市臨海部の都市計画の障害になる横浜ノースドック返還を求めること。
4. 瑞穂ふ頭岸壁の米軍の優先使用権を破棄すること。
5. 市内米軍基地の全面返還めざし、市長が先頭になった、議会と市民が一体の自治体ぐるみの運動をおこすこと。
6. 上瀬谷、深谷、富岡など返還予定の米軍基地を早期に返還させるための国への働きかけを強化すること。
7. 小柴を含め米軍基地の跡地利用は、地元地権者・住民と相談し、環境を重視するとともに、

市民が必要としている施設、公共空間をつくること。

2) 県内在日米軍基地の「再編」に反対し、非核平和都市として事業の積極的展開を

1. 市民の命と健康を危険にさらす米軍横須賀基地への原子力空母配備、横浜ノースドッグの機能強化となるキャンプ座間への米陸軍第一軍団司令部配置に反対を貫き、米軍、国に働きかけること。
2. 本市「国民保護計画」は各区実施計画も含めすべてを破棄し、市民を米軍の戦争に巻き込む有事法制の具体化には反対し、自治体としての平和外交をすすめること。
3. 横浜市として非核都市宣言を行い、「非核証明書」のない軍艦船の横浜港入港を拒否すること。
4. 横浜大空襲(5月29日)の日を「平和の日」として設定し、国際平和の諸行事を実施するとともに、都市発展記念館での歴史の一部としての現在の展示に加えて、空襲・戦災等の戦争と平和に関する資料の展示を常時行う“戦争と平和コーナー”を設けること。
5. 米軍の戦闘機等の爆音に抗議し、横浜上空を飛ばないように要求すること。

以上